

騒音規制法・振動規制法における 空気圧縮機等に係る規制等の見直しについて

1 法施行令改正の背景

- 塗料の吹き付けや空気圧を利用した工具等に用いられる圧縮機（コンプレッサー）については、著しい騒音、振動を発生する特定施設に該当するものとして、原動機の定格出力の大きさが7.5kW以上の機器を一律に規制対象として定め、設置届出や規制基準値の遵守等の規制を行っている。
- 一方、長野県知事より内閣府規制改革・行政改革担当大臣に対し、「大型のコンプレッサーの性能は進化している一方で、騒音規制法（以下「騒音法」という。）及び振動規制法（以下「振動法」という。）の基準は長い間改正されておらず、時代の変化に対応することが必要であることから、技術革新を踏まえた基準の見直しを行うこと」との要望がなされた。
- これを受け、環境省は有識者らにより構成される「騒音規制法及び振動規制法に基づく特定施設の見直し検討に係る検討会」を設置し、検討された結果、発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器については、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外としていくことが妥当」との中間報告が2021(令和3)年9月3日にとりまとめられた。
- その後のパブリックコメントを経て、騒音規制法施行令及び振動規制法施行令が改正（2021(令和3)年12月24日公布、2022(令和4)年12月1日施行）され、コンプレッサーの規制対象要件について新たに例外規定を設け、発生する騒音・振動の大きさが一定以下のコンプレッサー（特定の要件に合致した製品のみ）が規制対象外とされた。

2 県条例との関係性

- 騒音法第27条第2項及び振動法第24条第2項においては、特定工場等以外のものについて、その工場において発生する騒音又は振動に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではないと規定されている。
- なお、環境省は、今回の法施行令改正に関し、地方公共団体による上乘せや横出しの条例規制について、各地方公共団体の実状に応じ、規制対象とするか否か、各地方公共団体で判断するものと考えている。
- 県民の生活環境の保全等に関する条例第6条第1項において、騒音発生施設又は振動発生施設は、工場等に設置される施設のうち、著しい騒音又は振動を発生する施設で規則で定めるものをいうと規定されている。

3 対応

- 法に基づくコンプレッサー（特定の要件に合致した製品のみ）は、条例で定める騒音発生施設又は振動発生施設には該当させないものとする。
- 特定の要件に合致した製品以外のコンプレッサーについては、環境省から法の規制対象外となる判断基準が示されていないため、条例の「規制対象外」となる施設を設定するかどうかについては、今後の検討課題とする。
なお、検討に当たっては、他の都道府県の動向を踏まえ、県内市町村と調整することとする。

1 規制対象のイメージ

種類	圧縮機（冷凍機以外）	
規模	空気圧縮機	
7.5 kW以上	法対象（騒音・振動）	法対象（振動）
3.75 kW以上	条例対象（騒音・振動）	条例対象（振動）
0.75 kW以上	届出対象外・条例規制対象	
0.75 kW未満	規制対象外	

*今回は黒塗りの対象のうち、特定の要件に合致した製品が「規制対象外」となる。

2 法律の該当条文抜粋

(1) 騒音規制法

第二条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。

【以下略】

第二十七条 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される特定工場等において発生する騒音に関し、当該地域の自然的、社会的条件に応じて、この法律とは別の見地から、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 この法律の規定は、地方公共団体が、指定地域内に設置される工場若しくは事業場であつて特定工場等以外のもの又は指定地域内において建設工事として行なわれる作業であつて特定建設作業以外のものについて、その工場若しくは事業場において発生する騒音又はその作業に伴つて発生する騒音に関し、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

* 振動規制法第二条又は第二十四条については、騒音規制法第二条又は第二十七条における「騒音」を「振動」に置き換えると同一の条文となるため、掲載を割愛する。

(2) 県民の生活 県民の生活環境の保全等に関する条例

第六条 規制基準は、【中略】

及び騒音発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は振動発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する工場等において発生する騒音又は振動について、規則で定める。

【以下略】

3 騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部改正 新旧対照条文

(1) 騒音規制法施行令（昭和四十三年政令第三百二十四号）（抄）

新	旧
別表第一（第一条関係） 一 （略） 二 <u>空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</u> 及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。） 三～一一 （略）	別表第一（第一条関係） 一 （略） 二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。） 三～一一 （略）

(2) 振動規制法施行令（昭和五十一年政令第二百八十号）（抄）

新	旧
別表第一（第一条、第三条関係） 一 （略） 二 <u>圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。）</u> 三～十 （略）	別表第一（第一条、第三条関係） 一 （略） 二 圧縮機（原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。） 三～十 （略）